

IFRS 解釈指針委員会のアジェンダ決定案「IAS 第32号—発行者の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類」に対する当委員会からのコメント・レター

ASBJ 専門研究員 しまだ ようこ
島田 譚子

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）から2015年9月に公表されたアジェンダ決定案「IAS 第32号『金融商品：表示』—発行者の財務諸表におけるプリペイド・カードに係る負債の分類」（以下「本アジェンダ決定案」という。）に対して、2015年11月にコメント・レターを送付している。本アジェンダ決定案は、以下の特徴を有するプリペイド・カードの発行に係る負債をどのように分類するのか、及びプリペイド・カードの未使用残高をどのように会計処理するのかに関する論点が扱われていた。

- (1) 有効期限がない。
- (2) 返金、換金、現金との交換ができない。
- (3) 財又はサービスのみに使用できる。
- (4) カードの使用は特定の小売業者（特定のネットワークに参加する小売業者を含む）に限定されている（発行者を含むケースもあるが、発行者でしか使用できないわけではない）。カード保有者が小売業者で財又はサービスの購入に使用した時点で、発行企業は小売業者に現金を支払う契約上の義務を有する。
- (5) 後取手数料がない（カード保有者が使用しない限りプリペイド・カードの残高が減少しない）。
- (6) カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものではない。

本アジェンダ決定案では、上記の特徴を有するプリペイド・カードは金融負債の定義を満たしていることから、プリペイド・カードに係る負債の認識の中止を行うかどうか、及びいつ行うかを決定するためにIFRS 第9号「金融商品」（又は、IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」）のガイダンスを適用すべきであるとされていた。これによると、プリペイド・カードの発行企業は、カードが実際に使用されるまでは未使用残高に係る負債の認識を中止することはできない。また、本アジェンダ決定案では、本論点は現行の基準で十分に対応されていることから、今後、限定的な基準の修正の是非を含む追加的な検討は行わないこととされていた。

当委員会からのコメント・レターでは、本論点を（限定的な基準の修正ではなく）アジェンダ決定で対処すべきである点、及び本アジェンダ決定案で説明されている特徴を有するプリペイド・カードに係る負債が金融負債の定義を満たすというIFRS-ICの見解については、概ね支持している。しかし、本アジェンダ決定で取り扱うプリペイド・カードの範囲をより明確にするため、以下の2つの提案をしている。

- 特徴(4)について、特定の小売業者でのみ使用できるプリペイド・カードに限定すること

- 特徴(6)について、カスタマー・ロイヤルティ・プログラムの一部として発行されたものでないという特徴に加え、プリペイド・カード残高に所定のプログラムによる特典クレジットが付与されるようなカスタマー・ロイヤルティ・プログラムの特性も組み込まれていないことも、特徴として記載すること